

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針

第1条(目的と基本的な考え方)

施設、事業所等は、感染症等に対する抵抗力が弱い高齢者、障害(児)者等(以下、「利用者等」という)が多数生活、通所等する場であり感染が広がりやすい状況にあることを認識しなければなりません。また、感染症等は、人から人へ伝染する特徴があります。特に施設内等で病原菌が広がると、アウトブレイク(感染症の発生者が通常レベルを超えて発生すること)を起こし、多くの利用者が被害を受けることとなります。さらに、職員等の感染リスクに曝されるだけでなく、アウトブレイクを終息させるための多大な労力等を要します。私たちは、「発生させない」或いは「広がらない対処」を普段から研修等を通じて対策や対応を実践して行きます。

このような前提にたつて日本コミュニティケア株式会社(以下、「JCCグループ」という)においては、感染症が発生、又はまん延しないように必要な措置を講ずるための体制を整備することを目的に、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、利用者等の安全確保を図ります。

第2条(感染対策のための委員会)

1 感染対策委員会の設置

JCCグループでは、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のため、感染対策委員会を設置します。

2 目的

- (1)施設等の課題を集約し感染対策の方針・計画(事業継続BCP)を定め実践を推進する。
- (2)決定事項や具体的対策を施設等全体に周知するための窓口となる。
- (3)施設等における問題を把握し、問題意識を共有・解決する場とする。
- (4)感染症が発生した場合、指揮の役割を担う。

3 委員会の構成員とその役割

- (1)この委員会の委員長は代表とします。
- (2)委員長は副委員長を任命し委員長を補佐します。
- (3)委員長は感染対策を担当する委員を事業所毎に任命します。
- (4)委員会および委員の主な役割
 - ・感染予防対策及び発生時の対応の立案、各事業所への啓発等。
 - ・感染症予防・対応、食中毒、清掃マニュアル等の作成。
 - ・発生時における事業所間等の連携及び行政機関、関係機関への連絡体制等
 - ・必要に応じて、協力医療機関の医師や感染管理認定看護師等に助言を仰ぐ。

- ・その他、感染対策対応に関する事項。

4 感染対策委員会の開催

委員会は、委員長が招集し、おおむね半年に1回以上定期的に開催するとともに、感染症等が流行する時期等を勘案して必要時に臨時委員会を開催します。結果については、職員等に周知します。

第3条(職員に対する研修)

全職員を対象に、感染対策の基礎的内容等の適切な知識の普及・啓発をするとともに、JCC グープにおける指針に基づき、衛生管理の徹底や衛生的なケアを行うため、年2回以上、又は必要に応じて研修を実施します。

第4条(感染症の発生状況の報告)

感染症の発生を把握するために、医療関連感染および感染発生の状況の把握を行います。また、アウトブレイクをいち早く特定し、迅速な対応がなされるよう、感染に関わる情報管理を適切に行います。その内容については、感染対策委員会等で報告します。

第5条(感染発生時の対応)

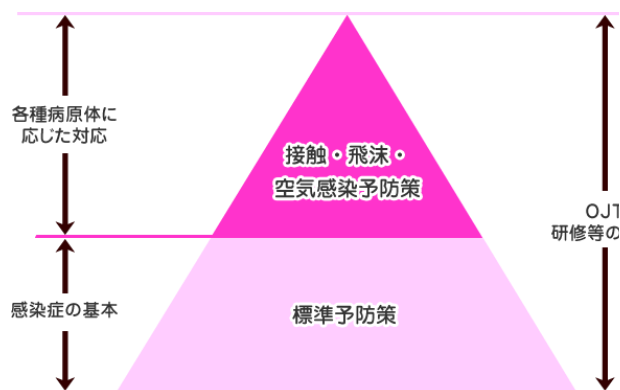
感染対策マニュアル(高齢介護施設における感染対策マニュアル(改訂版)厚生労働省発行等)に沿って手洗いの徹底、個人防護用具の使用等、感染対策に常に努めます。疾患及び病態に応じて感染経路別予防対策(接触感染、飛沫感染、空気感染)を追加して実施します。報告が義務付けられている病気が特定された場合、保健所等と連携を図って対応します。

第6条(感染経路別予防)

標準予防策(スタンダードプリコール)に準じ、すべての人がなんらかの病原体を保有していることを想定することを基本とした予防を行っていきます。利用者の血液、体液、分泌物(汗は除く)、排泄物、或いは、傷のある皮膚や、粘膜等を感染の可能性を有するものとして扱うことです。標準予防策は感染対策の基本であり、その他の感染経路別予防対策が適切に行われることが前提あり常日頃より、対策・対応を行っていきます。

1 平常時の対策

- (1) 衛生管理(環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理)
- (2) 日常のケアにかかる感染症対策(標準的な予防策)



- (3) 手洗いの基本
- (4) 消毒薬の適正な使用
- (5) 早期発見のための日常の観察項目
- (6) その他具体的な対応(図1参照)

(図1)

項目	対応
手指衛生	ケアをする前後で手洗い或いは消毒液の使用
リネンの取り扱い	体液等の汚染があった場合は都度交換、個別に洗濯
個人防護用の使用	オムツ交換などの際には手袋等の装着、オムツ廃棄は個別にビニール袋に入れ廃棄
利用者周辺的环境予防	手すり、エレベータ周辺、ベット、柵、サイドテーブル、点滴棒等の清拭
咳エチケット	常時マスク着用・フェイスシールド等
ケアに使用した器材・器具の取り扱い	体温計、血圧計等のケア毎の消毒等
血液媒介病原体暴露防止	血液などついた衣類等は、ビニール袋等へ入れ、個別に対応
感染疑い等のある場合	※1 感染対応シフトへ／※2 面会等の制限

2 発生時の対応

万が一、感染症および食中毒が発生した場合は、「[厚生労働省大臣が定める感染症または食中毒が疑われる際の対処の手順](#)」に従い感染の拡大を防ぐための、下記の対応を図ります。

- (1) 発生時の把握<図1※1 感染対応シフト(防護服等着用等)>
- (2) 感染症の防止<図1※2 面会等の制限等>
- (3) 関係機関との連携
- (4) 医療処置等
- (5) 行政機関への報告

感染対策委員長等は迅速に名古屋市等の主管部局に報告するとともに、所轄の保健所への報告を行い発生時対応等の指示を仰ぎます。

※[報告書式は名古屋市等の指定用紙とします。](#)

第7条(利用者等に対する当該指針の閲覧)

当該指針の概要や閲覧方法について、ホームページ(<https://communitycare.co.jp/hana-bergehoshizaki/>)にて公開します。

附則

この指針は令和3年4月1日より施行する。